

在留邦人の皆様へ

領事出張サービス（クイーンズタウン）のお知らせ

平成30年8月8日

在ニュージーランド日本国大使館

当館では、在留邦人の皆様が安全にかつ安心して活動・生活するため、各種領事行政サービス（パスポート、各種証明の発給、戸籍・国籍に関する届出の受理、在外選挙の登録等）を提供しています。

下記の要領で、クイーンズタウンにおいて領事出張サービスを実施しますので、この機会に当館領事出張サービスを御利用ください。

1. 日時	平成30年10月19日（金） 8：30～13：30
2. 場所	Crowne Plaza Queenstown 93 Beach Street, Queenstown 当日の連絡先（TEL）：027-544-7358（出張サービス当日のみ使用可能です）
3. 取扱業務	(1) パスポートの交付 郵送で事前に申請を行っていただいた方がのみが、当日交付の対象になるので御注意願います。事前の申請は必ず <u>10月4日（木）*当館必着</u> までに行ってください。※パスポートの事前の申請の詳細については こちら を御覧ください。 (2) 各種証明書の交付（ <u>当日、警察証明書の指紋採取は行いません</u> ） 各種証明書（含 JRパス購入のための在留届の写し ）についても、パスポート同様事前に郵送で申請を行っていただいた方がのみが当日交付の対象になります。※各種証明の事前申請については こちら を御覧ください。

(3) 出生届, 婚姻届, 外国人との婚姻による氏の変更届等の戸籍関係の届出, 国籍関係の届出

事前準備の必要がありますので, 必ず当館まで御連絡ください。

(4) 在外選挙人名簿登録の申請

「在外選挙制度*」により投票を行うためには, 事前に在外選挙人名簿への登録が必要です。登録に当たっては, 居住地を管轄する在外公館の区域内に3か月以上継続して住んでいる(在留届登録済)必要がありますが, 登録の申請は, 住所を定めていれば3か月が経過していなくても行うことができます。

*外国にいながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」と言います。

(5) 在留届業務(転居届及び帰国届)

外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在される方には, 法律により, 在留届の提出が義務付けられています。転居により他公館管内から当館管内に転入されてきた方は, 前居住地管轄公館に転出届を, 当館には新たに在留届を提出してください。 ORRNet より電子登録も可能です。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>

※学生、ワーキングホリデーの方も対象です。

(6) その他各種相談(教科書の無償配布について等)

4. お問い合わせ先 在ニュージーランド日本国大使館

電話 : 04-473-1540

電子メール : consular@wl.mofa.go.jp

送付宛先 : Consular Section (領事班)

Embassy of Japan in NZ

Level18, Majestic Centre, 100 Willis Street, PO Box 6340 Wellington